令和７年第１回由利本荘市議会定例会（３月）会議録

令和７年２月１２日（水曜日）

議　事　日　程　第　１　号

令和７年２月１２日（水曜日）午前１０時開会

第　１．会議録署名議員の指名
第　２．会期決定
第　３．提出議案の説明
　　議案第３号から議案第７１まで　　６９件
第　４．議案第３号　由利本荘市監査委員の選任について
第　５．議案第４号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第　６．議案第５号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第　７．議案第６号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第　８．議案第７号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第　９．議案第８号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
第１０．先決を要する提出議案に対する質疑
第１１．先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）
第１２．委員長審査報告
第１３．議案第４４号　令和６年度由利本荘市一般会計補正予算（第２０号）

本日の会議に付した事件
　議事日程第１号のとおり

出席議員（２０人）

１番　阿部十全	３番　佐藤正人	４番　佐々木隆一
５番　大友孝徳	６番　松本　学	７番　佐藤義之
８番　佐藤健司	９番　小松浩一	１０番　泉谷赳馬
１１番　甫仮貴子	１２番　堀井新太郎	１４番　三浦　晃
１５番　正木修一	１６番　吉田朋子	１７番　高橋信雄
１８番　伊藤順男	１９番　髙橋和子	２０番　渡部聖一
２１番　三浦秀雄	２２番　長沼久利	

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

市長	湊　貴信	副市長	佐々木　司
副市長	三森　隆	教育長	秋山正毅
企業管理者	三浦　守	総務部長	髙橋重保
企画振興部長	阿部　徹	市民生活部長	遠藤裕文
健康福祉部長	小松　等	産業振興部長	齋藤喜紀
観光文化スポーツ部長	今野和司	建設部長	原　敬浩

教育次長　熊谷信幸　　企業局長　五十嵐　保
消防長　佐藤英樹

議会事務局職員出席者

局長　鎌田直人　　次長　齋藤　剛
書記　村上大輔　　書記　松山直也
書記　髙野周平

午前１０時００分　開　会

○議長（長沼久利）　おはようございます。

ただいまより、令和７年２月３日告示招集されました、令和７年第１回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

出席議員は20名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長の出席を求めております。なお、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

また、議長報告については配付のとおりでありますので、御参照願います。

さて、今議会にただいままで提出されました案件は、議案第３号から議案第71号までの69件並びに陳情第１号及び陳情第３号の２件、計71件であります。

なお、会期中、議案の追加提出が予定されております。

○議長（長沼久利）　これより、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第１号をもって進めます。

○議長（長沼久利）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、５番大友孝徳さん、６番松本学さんを指名いたします。

○議長（長沼久利）　日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から３月５日までの22日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。よって会期は、本日から３月５日までの22日間と決定いたしました。

○議長（長沼久利）　日程第３、提出議案の説明を行います。

この際、議案第３号から議案第71号までの69件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長　登壇】

○市長（湊貴信）　おはようございます。

今市議会定例会におきましては、条例改正案、各会計補正予算、並びに新年度の各会計予算を中心に、議案の御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、一言申し上げさせていただきたいと存じます。

今市議会定例会は、私にとりまして１期目、最後の議会定例会となります。

令和３年の市長就任以降、市民生活がいちばんを政治信条に、市民の皆様が不安なく笑顔で日々生活できる由利本荘市の実現に向けて、懸命に市政運営に当たってまいりました。

この４年間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、少子化対策・起業支援やＤＸ推進など、本市の将来を見据えた施策・事業に総合的に取り組んできたところであり、一定の基盤づくりを進めることができたものと考えております。

この４月には、市民の皆様からの審判を受けることとなりますが、私といたしましては、引き続き、昨年に発生した未曾有の豪雨災害からの復興をはじめ、人口減少対策や地域経済の活性化、福祉・子育て支援など本市が直面する課題を解決し、由利本荘市の確かな未来を積極果敢に切り開いてまいる所存でありますので、議員の皆様をはじめ市民の皆様のさらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは諸般の報告を申し上げます。

初めに由利橋の通行止めについてであります。

既にマスコミ等で報道されておりますが、去る２月５日、由利橋の安全通行に支障を来す事案が発生したことから、同日午後５時より通行止めの措置を講じたところであります。

市民の皆様には、御不便をお掛けいたしますが、御理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

事案の概要といたしましては、２月５日の正午過ぎ、市民の方から、同日午前７時10分頃、由利橋を車にて通行していたところ、車の屋根に上から何らかの物体が落下し、屋根に損傷があると市に連絡が入ったことから、担当職員が現場を確認したところ、主塔につながるケーブル保護管を固定する部材のボルトが落下したことが判明したものであります。保護管は、今回落下した箇所のほかに23か所あることから、他のボルトの安全性に問題がないことが確認されるまでは通行させることはできないと判断し、通行止めとしたものであります。

事故に遭われた市民の方には、心よりおわび申し上げます。

落下したボルトは、下流側の主塔の最上段につながれたケーブル保護管を固定する部材のボルトで、長さ約10センチ、16本の全てが抜け落ちたものであり、原因につきましては、現在、施工業者とともに調査を進めております。

市といたしましては、今後も長期にわたり安全安心に橋を維持するに当たり、ケーブルの振動などの課題解決のため、今年度より設置した由利橋長寿命化技術検討委員会においても協議のテーマとするなど、恒久的な対策につなげてまいります。

通行止め解除の見通しといたしましては、約50メートルの高さがある主塔での点検・修繕作業は、風がない状態で行う必要があり、特に冬期間ということもあって具体的な作業時期を見通すことが難しい状況にあるほか、高所での作業方法についても慎重に協

議しており、解除までには、一定程度の時間を要する見通しとなっております。
いずれにいたしましても、早期に通行止めが解除できるよう取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。
次に、本市沖の着床式洋上風力発電事業についてであります。
去る２月３日に、三菱商事株式会社及び株式会社シーテックは、本市沖を含む国内３海域において、現在、取り組んでいる洋上風力発電事業について、事業性の再評価を行っていることを発表いたしました。
６日には、直接、選定事業者が来庁され、資材価格の高騰などにより、当初の想定を上回る事業環境の変化があったことから、再評価の結果を踏まえて、今後の対応方針を検討する旨の説明を受けております。
その際、私からは、物価高騰や為替の変動など、選定された３年前とは世の中が大きく変わっており、大変なことは十分理解しているものの、本市沖のプロジェクトについては、ぜひ継続していただきたいと強くお伝えさせていただきました。
また、地域共生の継続と併せ、再評価の結果を踏まえた今後の対応方針を早い段階で示していただくことのほか、洋上風力発電関連産業への参入を目指し、人材育成や設備導入などの先行投資を行っている市内事業者への影響がないよう、お願いをしたところであります。
今回の発表内容につきましては、本市だけではなく、国や県にも大きな影響を及ぼす可能性があるものと認識しておりますので、今後も情報収集に努めてまいります。
次に、令和７年夏巡業大相撲由利本荘場所の開催についてであります。
このたび、８月21日、ナイスアリーナにおいて夏巡業大相撲由利本荘場所を開催することが決定いたしました。
これは、ＡＫＴ秋田テレビが主催するものでありますが、本市も共催という形で参画し、由利本荘市誕生20周年記念事業として開催されるものであります。
本市で巡業が行われるのは、初のことであり、これまで相撲の大会等も開催されたことがなかったことから、今回の大相撲由利本荘場所は、幅広い年齢層の皆様にお楽しみいただけるものと考えております。
詳細は後日発表されますが、入場券の市民向け先行販売も予定されておりますので、ぜひ多くの皆様に御来場いただき、目の前で迫力ある力士達の相撲を楽しんでいただければと存じます。
なお、本定例会に提案する新年度予算に必要経費を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。
次に鳥海山・飛島ジオパークの日本ジオパーク再認定についてであります。
日本ジオパークについては、４年ごとに再認定審査が行われることとされており、平成28年に日本ジオパークに認定された鳥海山・飛島ジオパークについても、昨年10月に２回目の審査が行われたところでありますが、先月27日に開催された日本ジオパーク委員会において再認定が決定されました。
このたびの再認定では、エリアごとに活発な教育やジオツーリズムの活動を展開していることなどが評価されるとともに、近い将来、ユネスコ世界ジオパークを目指そうとする機運も高まる中、地域全体としてのジオパーク活動を推進し、地域の国際的価値の

共有が求められるとの意見が付されております。

市といたしましては、市民の皆様と協力して、地質遺産の保全や学習への活用、観光資源と結び付けた地域振興への取組などを継続するとともに、ジオパーク推進協議会を中心に他の３市町との連携強化を図りながら令和８年度の世界認定を目指し、様々なＰＲ活動などに取り組んでまいります。

次に、市公認キャラクター・ゆりほん娘についてであります。

先月８日、市役所において、由利本荘市公認キャラクターゆりほん娘に関わる協定締結式を行いました。

ゆりほん娘は、東由利地域在住のＹＭＰジャパン合同会社、代表、鈴木弘和氏が市内８地域のそれぞれ特色ある歴史や風土、文化などをイメージして生み出した８人のキャラクターの総称でありますが、昨年、鈴木氏から、市のキャラクターとして認定していただきたいとの申出があり、市では、これまでに様々な形で地域活性化に貢献いただいていることから、公認することとし、協定書を取り交わす運びとなったところであります。

協定締結により、市が制作する広報や映像、ＷＥＢコンテンツなどに、ゆりほん娘のキャラクターを無償で使用することが可能となったことから、来月、市ホームページに導入予定のＡＩチャットボットのキャラクターに使用するなど、様々なステージで活用し、市の知名度向上や地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

諸般の報告は、以上であります。

それでは、提案説明を申し上げます。

このたびの、第１回市議会定例会に提出いたします案件は、人事案件６件、条例関係31件、その他の案件３件に加え、予算関係29件の計69件であります。

初めに、人事案件であります。

議案第３号監査委員の選任についてでありますが、これは、識見を有する者のうちから選任される監査委員の任期満了に伴い、佐藤光昭氏を新たに任命するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第４号から議案第８号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての５件でありますが、これらは、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、渡邊公美子氏、菊地久昭氏の２名を再任候補者として、また、吉尾幸子氏、畠山純氏、髙橋恵子氏の３名を新任候補者として、推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、条例関係であります。

議案第９号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第10号指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、議案第11号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第12号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、並びに、議案第13号包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての５件でありますが、これらは、令和７度から、本市が保険者となって介護保険業務を開始することに伴い、施設の運営基準等を定める条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第14号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、特殊勤務手当の種類に係る規定及び、災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号税条例等の一部を改正する条例案でありますが、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、税条例をはじめとする３条例において、引用する条項等を整理するため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、引用する条項等を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号手数料条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、県からの事務の権限移譲に伴い、クリーニング所等の検査に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第21号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、及び、議案第22号地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案の２件でありますが、これらは、本市が保険者となって介護保険業務を開始することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第23号市民農園設置条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、大内地域に設置されている体験農園の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第24号地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、道の駅岩城に隣接するオートキャンプ場の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第25号東由利産地形成促進施設条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、道の駅東由利の使用料に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第26号簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、矢島地域に設置されている白樺コテージの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第27号天鷺郷施設条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、岩

城地域に設置されている天鷺フラワー園の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第28号運動公園条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、葛法運動広場の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第29号公園設置条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、由利地域の緑地公園に設置されている夜間照明設備の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第30号市営住宅設置条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、本荘地域の松涛団地を初めとする14棟を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第31号市営住宅管理条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、天鷺団地集会所の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第32号公共住宅管理条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、天鷺東住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第33号市立学校設置条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、鶴舞小学校の移転等に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第34号水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、水道布設工事に係る監督者と水道技術管理者の資格要件を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第35号消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案でありますが、これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第36号工業施設貸付譲渡条例を廃止する条例案でありますが、これは、譲渡を前提とした工業施設を、市営により新設または増設を行うことを規定した制度を廃止するに当たり、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第37号鳥海高原花立グラウンド条例を廃止する条例案及び議案第38号ファミリーランド条例を廃止する条例案の２件でありますが、これらは、それぞれの施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第39号学習センター条例を廃止する条例案でありますが、これは、八塩生涯学習センターをはじめとする３施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

初めに、議案第40号及び議案第41号財産の無償譲渡についての２件でありますが、これらは、防災倉庫及び多目的集会施設を、君ヶ野部落自治会へ無償譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第42号市道路線の認定についてでありますが、これは、開発行為による市道路線の見直しに伴い、中梵天11号線及び田尻野36号線の２路線を新たに認定しようとするものであります。

次に、予算関係であります。

初めに、議案第43号令和７年度スキー場運営特別会計への繰入れについてであります

が、これは、一般会計から、スキー場運営特別会計に繰入れを行うに当たり、地方財政法第６条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第44号令和６年度一般会計補正予算（第20号）につきましては、土木費で、冬季交通等確保事業費を追加いたします。

また、物価高騰対策に係る経費といたしまして、民生費で、障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金等を、農林水産業費、商工費、教育費で、指定管理施設等エネルギー価格高騰対策事業費補助金を追加いたします。

これらの財源といたしましては、国・県支出金を追加するほか、一般財源分を地方交付税で手当し、補正額として５億5,281万円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は、728億4,422万円となります。

なお、この補正予算につきましては、早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第45号一般会計補正予算（第21号）につきましては、総務費で、財政調整基金積立金等を、農林水産業費で、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金等を、消防費で、避難所環境改善事業費を追加するほか、災害復旧費を初めとする、歳入・歳出の決算見込みによる補正が主な内容となっております。

また、災害復旧費など、38事業で繰越明許費を設定し、補正額として、152億9,605万3,000円を減額しようとするものであり、補正後の予算総額は、575億4,816万7,000円となります。

なお、議案第46号から議案第56号までの11件につきましては、各特別会計・企業会計の令和６年度補正予算となっており、いずれも歳入・歳出の決算見込みによる補正であり、これらの補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますようお願いいたします。

次に、議案第57号から議案第71号までの15件につきましては、各会計の令和７年度予算であります。

初めに、一般会計につきましては、４月に市長選挙を控えていることから、当初予算は、骨格予算として編成したところでありますが、豪雨災害の復旧経費などを盛り込み、予算総額といたしましては、前年度と比較し、21.6％、104億7,700万円の増となる590億8,300万円としたところであります。

次に、特別会計につきましては、令和７年度より新たに介護保険特別会計を設置することとし、11会計となり、全体といたしましては、前年度比、120億6,620万1,000円の増額となり、総額220億7,713万4,000円としたところであります。

また、水道、下水道、ガス事業の企業会計については、前年度比、３億9,442万8,000円の増額となり、総額130億1,249万7,000円としたところであります。

これら一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は、941億7,263万1,000円で、前年度比、229億3,762万9,000円の増額となるものであります。

なお、主な内容につきましては、予算案の概要を御覧くださいますようお願いいたします。

以上が、第１回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（長沼久利）　これにて、提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。

議案第３号から議案第８号までの６件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。

よって議案第３号から議案第８号までの６件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第３号から議案第８号までの６件については、質疑、討論を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。

よって、議案第３号から議案第８号までの６件については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

この際、申し上げます。議案等の件名は、必要と認めるときは、朗読を省略、または、簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（長沼久利）　日程第４、議案第３号監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、佐藤光昭氏に係る選任であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案の採決は、無記名投票をもって行います。これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【髙野書記議場閉鎖】

○議長（長沼久利）　ただいまの出席議員は、議長を除く19名であります。

念のため申し上げます。原案に同意することに賛成の皆さんは賛成と、原案に同意することに反対の皆さんは反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、それ以外の記載については、否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第２項の規定により、否とみなします。

繰り返します。原案に同意する皆さんは賛成と、不同意の皆さんは反対と記載してください。

これより、投票を行います。

投票用紙の配付をいたします。

【村上、松山、髙野書記投票用紙配付】

○議長（長沼久利）　投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【松山書記投票箱確認】

○議長（長沼久利）　異状なしと認めます。

点呼を命じます。

【齋藤次長の点呼に応じて各議員投票】

○議長（長沼久利）　投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【髙野書記議場開鎖】

○議長（長沼久利）　これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第２項の規定により、立会人に６番松本学さん、12番堀井新太郎さん、15番正木修一さんの３名を指名いたします。

よって、３名の皆さんの立ち会いをお願いいたします。

【立会人松本学議員、堀井新太郎議員、正木修一議員の立ち会いの上、
齋藤次長、村上書記開票】

○議長（長沼久利）　投票の結果を御報告いたします。

投票総数19票、これは、先ほどの議長を除いた出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成19票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり、賛成が全員であります。よって、議案第３号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

ただいま選任されました佐藤光昭氏に御入場いただき、御挨拶をお願いしたいと思います。

【佐藤光昭氏　入場・登壇】

○（佐藤光昭）　佐藤光昭でございます。

ただいまは監査委員の選任に御同意いただきまして、ありがとうございました。

市を取り巻く財政状況が厳しさを増す中、公正で効率的な行政運営に少しでも資することができるよう、微力ではございますが、努めてまいりますので、議員の皆様には、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利）　日程第５の議案第４号から日程第９の議案第８号までの５件は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

日程第５、議案第４号を議題といたします。

本案は、渡邊公美子氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに、御異議ありません

か。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。よって、議案第４号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（長沼久利）　日程第６、議案第５号を議題といたします。

本案は、菊地久昭氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに、御異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。よって、議案第５号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（長沼久利）　日程第７、議案第６号を議題といたします。

本案は、吉尾幸子氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。よって、議案第６号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（長沼久利）　日程第８、議案第７号を議題といたします。

本案は、畠山純氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。よって、議案第７号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（長沼久利）　日程第９、議案第８号を議題といたします。

本案は、髙橋恵子氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。よって、議案第８号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（長沼久利）　日程第10、これより、先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、議案第44号に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時４７分　休　　憩

午前１０時４７分　再　　開

○議長（長沼久利）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第44号を議題として、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利）　日程第11、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

配付いたしております議案委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前１０時４８分　休　　憩

午後　１時１９分　再　　開

○議長（長沼久利）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（長沼久利）　日程第12、これより、議案第44号を上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。15番正木修一さん。

【正木修一総務常任委員長　登壇】

○総務常任委員長（正木修一）　総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について、御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として、審査付託になったのは、補正予算１件であります。

議案第44号一般会計補正予算（第20号）で審査付託になったのは、歳入10款、14款及び18款であります。

歳入10款地方交付税は、歳出各款に係る一般財源対応分として特別交付税の増額、歳入14款国庫支出金は、物価高騰の影響を受ける各種施設に対して、光熱水費や食材料費等を支援するための財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額、歳入18款繰入金は、財政調整基金繰入金を減額しようとするものであります。

これらは早期の執行が必要なことから、本日議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利）　次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。16番吉田朋子さん。

【吉田朋子教育民生常任委員長　登壇】

○教育民生常任委員長（吉田朋子）　教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告いたします。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりましたのは、補正予算１件です。

議案第44号令和６年度一般会計補正予算（第20号）について、審査付託になりましたのは、歳入14款、15款及び歳出３款です。

主なものとして、歳入15款県支出金は、物価高騰対策事業費などに係る補助金を追加しようとするものです。

歳出３款民生費では、障害者支援施設、子育て施設、介護保険施設等に対し、食材料費、光熱水費等の一部を支援するため、物価高騰対策事業費を追加しようとするものです。

これは早期の執行が必要なことから、本日議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとしました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利）　次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番泉谷赳馬さん。

【泉谷赳馬産業建設常任委員長　登壇】

○産業建設常任委員長（泉谷赳馬）　産業建設常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告いたします。

本日、先決を要する議案として、当常任委員会に審査付託になりました案件は、補正予算１件であります。

議案第44号一般会計補正予算（第20号）において、当常任委員会に付託されたのは、歳出６款から８款、10款及び繰越明許費６款であります。

歳出６款農林水産業費では、令和４年度に被災した林道上野線が昨年７月豪雨災害で増破し、再度測量設計を要するため、工事請負費を減額し、測量設計委託料を増額する組替えであり、積雪により現場測量が困難なことから繰越明許費を設定するものであります。

７款商工費では、トラック事業者支援事業費補助金の事業費確定による減額、また、外国人観光客受入体制整備支援事業助成金及び観光誘客促進事業助成金の事業費精査による減額、８款土木費では、冬季交通等確保事業費において、除雪委託料の不足が見込まれることによる増額であります。

また、６款、７款、10款において、燃料価格高騰による指定管理施設等への光熱水費支援のため、指定管理施設等エネルギー価格高騰対策事業費補助金を追加するものです。

以上、御報告いたしました補正予算１件につきましては、早期の執行を要するため本日の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利）　以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案についての討論、採決を行います。

日程第13、議案第44号一般会計補正予算(第20号)を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利）　御異議なしと認めます。よって報告第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利）　以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明13日から19日までは議案調査等のため休会、20日午前９時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、20日午後１時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労様でした。

午後　１時２９分　散　　会